KOBELCO

第67回

定時株主総会招集ご通知

日時

2021年6月25日 (金曜日) 午前10時

場所

神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号当社本社8階会議室

決 議 事 項 ▶第1号議案 剰余金処分の件

▶第2号議案 取締役8名選任の件

▶第3号議案 監査役1名選任の件

▶第4号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

- ●感染リスクを避けるため、<u>健康状態に関わらず株主総会へのご来場をお控えいただき、事前に書面(郵送)又はインター</u>ネットにより議決権を行使いただくことをご検討いただきますよう、お願い申し上げます。
- ●また、<u>接触感染リスク軽減のため、ご出席の株主様へのお土産の配布及びご休憩室におけるお飲み物の提供を取り止めさせていただきます</u>。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要な コンテンツをご覧いただけます。

https://p.sokai.jp/6299/



Keep the Earth Sky-blue

株式会社神鈿環境ソリューション

月 次

● 第67回定時株主総会招集ご通知	P. 1
● 株主総会参考書類	P. 4
〈添付書類〉	
● 事業報告	P.13
● 連結計算書類	P.33
● 計算書類····································	P.43
● 監査報告書	P.52

<神鋼環境ソリューショングループ 企業理念>

- ・2019年5月、当社グループの企業理念を新たに制定しました。
- ・この企業理念制定においては、神戸製鋼グループの理念である「KOBELCOの3つの約束」、行動規範である「KOBELCOの6つの誓い」を基盤に置く価値観として、新たに当社グループ独自の「Slogan」「Vision」「Mission」「Value」を企業理念としました。
- ・詳しくは、当社ホームページをご覧 ください。





Keep the Earth Sky-blue Slogan ブランドの合言葉 Vision 社会と地球が調和する 未来を支える。 実現 Mission 日々果たすべき使命 今を越える発想で、 健やかな環境と暮らしを次世代へ。 実践 Value 約束する価値、強み 踏み込む。挑む。やり抜く。 **KOBELCO** KOBELCOの3つの約束 KOBELCOの6つの誓い グループ理念 グループ行動規範 1 信頼される技術、製品、サービスを提供します 1 高い倫理観とプロ意識の徹底 4 地域社会との共生 2 社員一人ひとりを活かし、 2 優れた製品・サービスの提供による 5 環境への貢献 グループの和を尊 (たっと) びます 社会への貢献 6 ステークホルダーの尊重 3 たゆまぬ変革により、新たな価値を創造します 3 働きやすい職場環境の実現

株主各位

神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号 株式会社神鋼環境ソリューション 取締役社長 大 濵 敬 織

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。 なお、当日のご出席に代えて、書面(郵送)またはインターネットにより議決権を行使す ることができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2ページ から3ページに記載のご案内に従って、2021年6月24日(木曜日)午後5時30分までに議 決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- **1. 日 時** 2021年6月25日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号 当社本社
- 3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第67期 (2020年 4 月 1 日から) 事業報告、連結計算書類及び 2021年 3 月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び 計算書類報告の件
- 2. 会計監査人及び監査役会の第67期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、 修正後の事項を当社ホームページ (http://www.kobelco-eco.co.jp) に掲載致しますのでご了承ください。
 - 3. 当日は、軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - 4. 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染拡大の状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページ(http://www.kobelcoeco.co.jp)でお知らせ致しますのでご確認ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席いただく方法

当日ご出席の際は、お手数ながら同封 の議決権行使書用紙を会場受付にご 提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月25日 (金曜日)

午前10時 (受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使いただく方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛 否をご表示のうえ、切手を貼らずにご 投函ください。

行使期限

2021年6月24日 (木曜日)

午後5時30分到着分まで



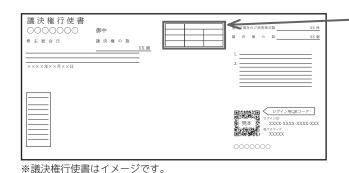
インターネットで議決権を 行使いただく方法

次ページの案内に従って、議案の賛否 をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日 (木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。 第1、3、4号議案

賛成の場合

≫ 「賛 | の欄にOEI

● 反対する場合

≫ 「否」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合

≫ 「賛 | の欄にO印

全員反対する場合

「否」の欄に〇印

一部の候補者に 反対する場合

「賛」の欄に〇印をし、 >> 反対する候補者の番号を

ご記入ください。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取 り扱い致します。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取 り扱い致します。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力するこ となく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って替否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行 使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力す る方法」をご確認ください。

https://evote.tr.mufg.jp/ ウェブサイト 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

議決権行使

ログインID・仮パスワードを

入力する方法

? 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パス ワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録してください。



4 以降は画面の案内に従って替否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120 - 173 - 027

(通話料無料/受付時間午前9時~午後9時)



スマート招集からも議決権行使ウェブサイトにアクセスいただけます。

招集 https://p.sokai.jp/6299/



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。 期末配当に関する事項

配当につきましては、継続的かつ安定的に株主の皆様へ利益還元を行うこととしつつ、業績の水準、財政状態、企業価値向上のための投資等の資金需要及び配当性向等を総合的に勘案し配当を行うことを基本方針としており、当期の期末配当につきましては、次のとおり、1株につき前期に比べ15円増額の60円とさせていただきたいと存じます。

- 配当財産の種類
 金銭
- 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社株式1株につき金60円 総額966,941,160円
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

現取締役全員(8名)は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。 なお、候補者につきましては、2020年10月に設置しました人事・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。 取締役候補者は、次のとおりであります。

						1
候補者 番 号				氏	名	当社における現在の地位及び担当
1	***	演	敬	織【再日		取締役社長(代表取締役)
2	المالة	なか	照	雄【再日		取締役専務執行役員 プロセス機器事業部長、播磨製作所の担当、 技術開発センター、技術研究所の総括
3	佐	藤	幹	雄(新日		常務執行役員 環境エンジニアリング事業本部長、同水環境 技術本部長
4	な か	村		***** 学【新日		執行役員 監査部、総務部、人事労政部、安全衛生管理 部、品質環境防災部、全社コンプライアンス の担当
5	龙	竹	Ě	浩 再日	E	取締役
6	岩	të H	道	明再任	独立 社外	取締役
7	坂	并		慶再日	独立 社外	取締役
8	磯	和	春	美新日	E)(独立)(社外)	_

各候補者の略歴等は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 の 数						
1	大 演 敬 織 (1955年10月14日) 再任	1981年 4 月 (株神戸製鋼所入社 2008年10月 同社理事、機械エンジニアリングカンパニー圧縮機事業部回転機技術部長 同社執行役員 2012年 4 月 同社常務執行役員 2014年 4 月 同社副社長執行役員 2018年 4 月 同社副社長執行役員 2018年 6 月 同社代表取締役副社長執行役員 2020年 4 月 当社顧問 2020年 6 月 当社取締役社長(現任)	4,000株						
	【候補者とした理由】 大濵敬織氏は、㈱神戸製鋼所の機械事業における、また、同社の執行役員及び取締役としての豊富な経験と高い見識から、さらに、2020年6月からは当社の取締役社長として経営全般の指揮及び監督を行い、その責務及び役割を十分に果たしていることから、当社の取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。								
2	今 中 照 雄 (1962年1月10日) 再任	1984年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社プロセス機器事業部技 術部長 2012年 4 月 当社執行役員 2016年 6 月 当社取締役執行役員 2017年 4 月 当社取締役常務執行役員 2021年 4 月 当社取締役専務執行役員(現任) [担当] プロセス機器事業部長、播磨製作所の担 当、技術開発センター、技術研究所の総括	2,900株						
	2016年6月からは当社の	と学・食品機械関連事業における豊富な経験と高い身 取締役として経営に従事し、その責務及び役割を十分 三適任であると判断し、引き続き選任をお願いするも	分に果たしている						

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数							
3	佐藤 幹 雄 (1962年2月22日) 新任	1986年 4 月 (株神戸製鋼所入社 2003年10月 当社第一営業本部環境プラント第 一営業部東日本営業室主任部員 2010年 4 月 当社水処理事業部営業部担当部長 2011年 4 月 当社水処理事業部第一営業部長 2016年 4 月 当社理事、コストエンジニアリング センター長代理兼調達部長 2017年 4 月 当社執行役員 2019年 6 月 当社取締役執行役員 2020年 4 月 当社取締役常務執行役員 2020年 4 月 当社取締役常務執行役員 2020年 6 月 当社常務執行役員 (現任) [担当] 環境エンジニアリング事業本部長、同水環境技術本部長	2,000株							
	【候補者とした理由】 佐藤幹雄氏は、当社の廃棄物処理関連事業、水処理関連事業及び調達部門における豊富な経験と高い見識から、当社の取締役に適任であると判断し、新たに選任をお願いするものであります。									
4	*	1987年 4 月 (㈱神戸製鋼所入社 2011年 6 月 同社アルミ・銅事業部門長府製造所総務部長 2015年 4 月 同社人事労政部長 2017年 4 月 同社理事、鉄鋼事業部門企画管理部長 2018年 4 月 同社理事、コンプライアンス統括部長 2020年 4 月 当社執行役員(現任) [担当] 監査部、総務部、人事労政部、安全衛生管理部、品質環境防災部、全社コンプライアンスの担当	2,000株							
	【候補者とした理由】 中村 学氏は、㈱神戸製鋼所の本社部門などにおける豊富な経験と高い見識から、当社の取締役に適任であると判断し、新たに選任をお願いするものであります。									

/= L-N-L-/									
候補者番号	氏 (生年月日)	略 (地位、担当及び重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 の 数						
5	完 汽 監 浩 (1960年11月18日) 再任	1983年 4 月 (株神戸製鋼所入社 2014年 4 月 同社理事、エンジニアリング事業部門新鉄源本部技術部長 2014年 7 月 同社理事、経営企画部担当役員補佐 [神戸] 2016年 4 月 同社理事、エンジニアリング事業部門新鉄源本部長兼同本部プロジェクト部長 2018年 4 月 同社執行役員(現任) 2018年 6 月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] (株神戸製鋼所執行役員	_						
	【候補者とした理由】 元行正浩氏は、(株神戸製鋼所のエンジニアリング事業及び本社部門における豊富な経験と高いりから、また、2018年6月からは当社の取締役として経営全般に有用な助言をいただいていることが、当社の取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。								
6	石 面 道 明 (1954年9月20日) 再任 独立 社外	1979年 3 月 東亞医用電子㈱(現シスメックス㈱)入社 1996年 4 月 同社経理部長 2000年 4 月 同社試薬生産本部長 2005年 4 月 同社執行役員管理本部長 2012年 4 月 同社執行役員ICHビジネスユニット担当 2012年 6 月 同社執行役員ICHビジネスユニット担当兼シスメックス国際試薬㈱代表取締役社長 2013年 4 月 同社上席執行役員ICHビジネスユニット担当 2017年 4 月 同社顧問 2019年 6 月 当社取締役(現任)	_						
	【候補者とした理由及び期待される役割の概要】 石田道明氏は、上場会社の執行役員としての豊富な経験と高い見識から、また、2019年6月からは当社の社外取締役として独立した立場から、当社の経営全般に有用な助言をいただいており、今後もその役割を十分に果たすことが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。								

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数						
7	坂 井 慶 (1963年5月29日) 再任 独立 社外	1992年 4 月 検事任官 1995年 3 月 退官 1995年 5 月 弁護士登録(現任) 1995年 5 月 坂井尚美法律事務所入所 2001年 5 月 坂井法律事務所(現至誠総合法 律事務所)共同設立(現任) 2020年 6 月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 至誠総合法律事務所 弁護士	_						
【候補者とした理由及び期待される役割の概要】 坂井 慶氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、検事及び弁護士と 専門的知見と法曹界における豊富な経験と高い見識から、また、2020年6月からは当社の 取締役として独立した立場から、当社の経営全般に有用な助言をいただいており、今後 役割を十分に果たすことが期待できることから、引き続き選任をお願いするものでありま									
8	磯 和 蓉 美 (1963年4月12日) 新任 独立 社外	1988年 4 月 (株毎日新聞社入社 (経済部配属、浦和支局 記者職) 2006年 4 月 同社甲府支局長 (副部長職) 2017年 4 月 同社デジタルメディア局長 2018年 4 月 同社第二営業本部長 2018年 6 月 同社第二営業本部長兼㈱毎日広告社取締役 2020年 6 月 同社東京本社代表室長	_						
	2020年6月 同社東京本社代表室長 【候補者とした理由及び期待される役割の概要】								

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. ㈱神戸製鋼所は、当社の特定関係事業者(親会社)であります。
 - 3. 当社は元行正浩、石田道明及び坂井 慶の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。
 - 4. 磯和春美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額と致します。
 - 5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険) 契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用、損害 賠償金等を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者の選任 が承認された場合、再任された候補者は引き続き、新任の候補者は新たに、取締 役として当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契 約は次回更新時においても、同様の内容で更新することを予定しております。
 - 6. 石田道明、坂井 慶及び磯和春美の各氏は、社外取締役の候補者であり、㈱東京 証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
 - 7. 石田道明氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって 2年となり、また、坂井 慶氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会 の終結の時をもって1年となります。
 - 8. 磯和春美氏の戸籍上の氏名は、一石春美であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 髙橋正光氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者につきましては、2020年10月に設置しました人事・報酬諮問 委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 の 数
小 倉 賢 藏 (1959年11月10日) 新任	1984年 4 月 (㈱神戸製鋼所入社 2003年10月 当社技術本部環境プラント技術部 技術室主任部員 2011年 4 月 当社執行役員 2016年 4 月 当社常務執行役員 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員 2018年 4 月 当社取締役専務執行役員(現任)	3,600株

【候補者とした理由】

小倉賢藏氏は、当社の廃棄物処理関連事業における豊富な経験と高い見識から、また、2016年6月からは当社の取締役として経営に従事し、当社事業に精通していることから、当社の監査役に適任であると判断し、新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. ㈱神戸製鋼所は、当社の特定関係事業者(親会社)であります。
 - 3. 小倉賢藏氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額と致します。
 - 4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険) 契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用、損害 賠償金等を当該保険契約により塡補することとしております。小倉賢藏氏の選 任が承認された場合、同氏は新たに監査役として当該保険契約の被保険者に含め られることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても、同様の内 容で更新することを予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の 選任をお願いするものであります。

なお、候補者につきましては、2020年10月に設置しました人事・報酬諮問 委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。 補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 の 数
***	2003年10月弁護士登録(現任)2003年10月竹林・畑・中川・福島法律事務所 入所	_
再任 社外	2011年 1 月 山田総合法律事務所開設(現任) 2013年 4 月 中小企業診断士登録(現任)	

【候補者とした理由】

山田長正氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士及び中小企業診断士としての経験を活かし、その専門的見地から当社の経営全般に対する監査機能を十分に果たしていただけると判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者と致しました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 山田長正氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 山田長正氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額と致します。
 - 4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険) 契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用、損害 賠償金等を当該保険契約により塡補することとしております。山田長正氏が社 外監査役に就任した場合、同氏は新たに当該保険契約の被保険者に含められるこ ととなります。また、当該保険契約は次回更新時においても、同様の内容で更新 することを予定しております。

以上

事 業 報 告

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により、政府による緊急事態宣言が2回にわたり発令されるなど、年間を通じて経済活動、社会生活ともに大きく制限され、厳しい状況が続きました。国内においては、経済活動再開に向けた政策が講じられたことにより、回復の兆しは見られるものの、世界的に感染症拡大の収束時期は未だ見通すことができず、先行きは不透明な状況が続いており、今後、長期化することが懸念されております。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、水処理及び廃棄物処理の環境関連事業に係る国内公共投資は、頻発かつ激甚化している自然災害に対する防災・減災、国土強靭化対策、地球温暖化防止や循環型社会の構築に資する関連需要により、前期に引き続き堅調に推移しました。水処理関連事業及び化学・食品機械関連事業に係る国内の民間設備投資は、一部に新型コロナウイルス感染症拡大により投資を見送る動きも見られましたが、概ね横ばいとなりました。

このような状況の中、当社グループでは、企業理念のもと、社会に貢献しつつ、これからも時代を超えて繁栄し続けることを全社で共有し、当期2020年度を最終年度とする5ヵ年の中期経営計画において、その基本方針である「①主力事業のリノベーション」、「②海外展開・新規事業での着実なビジネスの拡大」、「③神戸製鋼グループとの連携強化」に沿った諸施策を実施し、事業活動を展開してまいりました。

当期の連結業績につきましては、受注・受託高は水処理関連事業及び廃棄物処理関連事業で大型案件の受注があった前期に比べ254億円減(21.0%減)の955億円となり、当期末の受注・受託残高は、前期に比べ168億円減(7.5%減)の2,092億円となりました。売上高は、大型案件の工事進捗の寄与やアフターサービスの増加などにより、前期に比べ144億円増(14.7%増)の1,124億円、利益に関しては、増収や収益性改善などにより、営業利益は前期に比べ21億3千万円増の56億3千万円、経常利益は前期に比べ21億4千万円増の56億7千万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失の計上や法人税等を差し引いた結果、前期に比べ8億8千万円増の36億1千万円となりました。

現中期経営計画の最終年度の数値目標でありました連結売上高1,100億円、連結経常利益50億円を達成いたしました。

配当につきましては、継続的かつ安定的に株主の皆様へ利益還元を行うこととしつつ、業績の水準、財政状態、企業価値向上のための投資等の資金需要及び配当性向等を総合的に勘案し配当を行うことを基本方針としており、1 株につき、前期から15円増額し、60円としてお諮りさせていただきたいと存じます。

当社グループの事業別の概況は次のとおりであります。

(水処理関連事業)

水処理関連事業では、「富士市西部浄化センター消化ガス発電事業」を開始しました。当社は浄化センターで発生する消化ガスを富士市から購入し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)の適用を受けた民設民営の消化ガス発電事業を行います。富士市は20年間にわたり、消化ガス収入を消化設備の改築に充当することになっております。海外においては、前年度に水道事業を開始したカンボジアで、同国の工業科学技術革新省と小規模浄水設備の普及促進に関する協力覚書を締結しました。また、ベトナムでは、KOBELCO ECO-SOLUTIONS VIETNAM CO.,LTD.が、政府系の経済文化研究所などが主催するイベントにおいて、2020年度の「Top10 Vietnam Gold Brands」を受賞しました。これは浄水処理サービスの分野において、同社が安全、高品質の製品とサービスを提供したことなどが評価されたものです。

業績につきましては、受注・受託高は前期に比べ110億円減の424億円となりました。また、売上高は、大型案件の工事進捗の寄与などにより前期に比べ53億円増の425億円となり、経常利益は、増収及び収益性改善などにより前期に比べ17億1千万円増の22億6千万円となりました。

(廃棄物処理関連事業)

廃棄物処理関連事業では、栃木県壬生町から「壬生町清掃センター基幹的設備改良工事」、並びに柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合(千葉県)から「クリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事」を受注しました。施設の延命化を図ることで廃棄物処理施設の整備に係わるトータルコストの縮減と平準化に寄与するとともに、操業に伴い発生するCO2排出量を削減し、循環型社会の形成に貢献するものです。また、英国において建設中の廃棄物発電案件につきましては、新型コロナウイルス感染症による工程への影響を含むリスク管理を強化してプロジェクトを遂行しております。

業績につきましては、受注・受託高は前期に比べ140億円減の428億円となりました。 また、売上高は、アフターサービスの増加や大型案件の工事進捗などにより、前期に 比べ70億円増の587億円となりましたが、経常利益は、一部国内外大型案件の採算悪化などがあり前期と同水準の27億4千万円となりました。

(化学・食品機械関連事業)

化学・食品機械関連事業では、「ものづくり力」強化として自動化の推進や、商談時の顧客満足度向上を図るための取り組みを進めております。新型コロナウイルス感染症による主力関連市場における設備投資への影響は限定的であり、国内において、高い水準の需要が継続しました。

業績につきましては、受注・受託高は前期に比べ3億円減の101億円となりました。 また、売上高は、前期に比べ18億円増の109億円、経常利益は、増収などにより前期 に比べ4億1千万円増の13億6千万円となりました。

(注) 前期まで経営成績における数値指標を「受注高」としておりましたが、当期より「受注・受託高」とし、これまでの受注高に、長期運転維持管理案件の受託高を加えた数値へ変更しており、前期との比較においても変更後の数値と比較しております。また、前期末の長期運転維持管理案件の受託残高1,455億円は、当期首の受注・受託残高に含めております。

2. 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内外を問わず、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せないため、経済活動や社会生活に大きな影響を与えることから、全般的に予断を許さず、新型コロナウイルス感染症による影響は長期化する可能性も小さくないと考えております。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、水処理及び廃棄物処理の環境関連事業に係る国内公共投資は、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」などにより、当面、堅調に推移すると考えられる一方で、人口減少・広域化・官民連携などの市場変化への迅速な対応が必要であると認識しております。水処理関連事業及び化学・食品機械関連事業に係る国内の民間設備投資の動向については、継続して新型コロナウイルス感染症の影響に十分に留意する必要があると認識しております。

海外においては、米国と中国の対立や引き続き新型コロナウイルス感染症による影響などの海外リスクが懸念され、全体として、不透明感が増す傾向にあると思われます。そのような中で、東南アジアの新興国では、上水道を中心とした水処理関連インフラの整備や大規模工業団地の排水処理などの需要は継続しております。

さらに、国内外ともカーボンニュートラルへの社会変革の中、環境負荷低減につながる投資が拡大していくと考えております。

このような認識のもと、当社グループでは、2021年度から2023年度までの新中期経営計画を策定しました。この3年間を次のステージへの飛躍に向け足場を固める期間と定め、全ての役員・従業員が価値観や目標を共有し、以下の基本方針に基づき取り組みを進めてまいります。

<基本方針>

両利きの経営(既存事業の競争力強化・成長分野への積極投資)による持続的成長の実現 ~ 既存事業で安定収益基盤を確保しつつ、 成長分野へ積極的に踏み込むことで持続的成長を実現する~

<2023年度 数値目標> 連結売上高 1,100億円 連結経常利益 60億円

< 目標経営指標>

ROA (総資産利益率) 5%以上

基本方針として掲げました「既存事業の競争力強化」として、CO2削減につながる下水汚泥や廃棄物をエネルギー源とした発電などの事業展開、また、化学・食品機械関連事業におけるオンリーワン技術の追求及びグローバル市場を含めた事業拡大への基盤づくりに取り組みます。

同じく基本方針として掲げました「成長分野への積極投資」として、海外における上水道整備、廃棄物発電などに取り組むとともに、CO2削減や再生可能エネルギーの利用拡大等、地域・お客様の課題解決に役立つコア技術の提供、新規事業の推進を展開してまいります。機能性表示食品の販売を開始した藻類事業においては、更なる潜在的な機能性の追求に注力し、顧客拡大に努めてまいります。また、クリーンエネルギーとして注目を集めている水素の利活用においては、他社と共同で「再エネ洋上水素製造・供給インフラ整備」の検討を開始しました。

足元では、当社グループが施設の建設や運転維持管理業務を行っている水処理施設や 廃棄物処理施設は、経済活動や市民生活を支える重要なライフラインの一つであり、新 型コロナウイルス感染症による行動制限が継続する中においても、感染症予防に万全を 期し、社会インフラを支える使命感をもって、施設の建設や運転維持管理に尽力してま いります。

当社グループは、コーポレートガバナンス体制の充実を経営上の最も重要な課題の一つと位置づけ、適切なリスクテイクを支える経営管理組織の整備、経営監視体制の強化、コンプライアンスの徹底に取り組み、事業環境の変化に的確に対応しながら事業を推進するとともに、企業価値の向上を目指してまいります。

また、安全衛生への取り組み、品質・環境監視委員会を中心とした品質保証並びに環境保全への取り組みを更に強化してまいります。継続して、業務効率の向上、コストダウンの徹底、研究開発の効果的・効率的な推進等の収益強化策を実行し、経営体質を強化するとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)を核とした働き方改革やダイバーシティを更に推進してまいります。

当社グループにおける事業活動の多くが、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」と深く関わっております。日本がSDGsアクションプランにおいて掲げる優先課題への取り組みとして「持続可能で強靭なまちづくり、環境インフラの国際展開、再生エネルギーの導入促進」など当社グループの事業と関連する技術が注目されており、事業を通じて「持続可能な社会」の実現に貢献してまいります。

また、昨年、政府より2050年カーボンニュートラル宣言があり、脱炭素社会への転換に向けた様々な環境問題に係わる対策がなされることになりました。当社グループの使命はそれらに積極的に取り組み、持続可能な社会づくりに貢献し続けることであると認識し、社会と地球が調和する未来を支える当社グループビジョンの実現を目指し、事業展開を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し 上げます。

3. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

	X			分	第64期 (2017年度)	第65期 (2018年度)	第66期 (2019年度)	第67期(当期) (2020年度)
受	注·	受	5	託 高	66,158百万円	116,392百万円	120,975 ^{百万円}	95,543 ^{百万円}
売		上		高	78,766	90,199	97,998	112,405
営	業		利	益	3,814	3,701	3,504	5,635
経	常		利	益	3,848	3,744	3,529	5,673
親知	会社株:	主に純	帰原利		2,546	2,442	2,728	3,617
1 🕇	朱当た	り当	期約	屯利益	158円00銭	151円55銭	169円33銭	224円49銭
総		資		産	71,750百万円	85,836百万円	84,694百万円	95,993百万円
純		資		産	25,660	27,543	29,365	33,450
1	株当7	たり	純	資 産	1,585円49銭	1,699円61銭	1,809円48銭	2,061円63銭

- (注) 1. 第67期から従来の「受注高」の項目を「受注・受託高」へ変更し、長期運転維持管理案件の「受託高」を 含めた数値としております。第66期以前の数値についても「受注・受託高」の数値へ変更しております。
 - 2. 第66期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第65期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

	区			分	第64期 (2017年度)	第65期 (2018年度)	第66期 (2019年度)	第67期(当期) (2020年度)		
受	注	• 🖻	乏 計	言	56,361 ^{百万円}	92,742百万円	99,231百万円	72,850 ^{百万円}		
売		上高		上高		高	65,082	75,481	78,725	93,723
営	業		利	益	1,988	2,041	1,794	3,764		
経	常	ı	利	益	2,067	2,322	2,103	4,066		
当	期	純	利	益	1,440	1,692	1,830	2,503		
1 1	株当た	り当	期純	利益	89円39銭	105円00銭	113円56銭	155円34銭		
総		資		産	59,485 ^{百万円}	71,481 ^{百万円}	68,651百万円	80,529 ^{百万円}		
純		資		産	22,125	21,915	22,948	24,769		
1	株当	たり	純	資 産	1,372円90銭	1,359円86銭	1,424円01銭	1,536円98銭		

- (注) 1. 第67期から従来の「受注高」の項目を「受注・受託高」へ変更し、長期運転維持管理案件の「受託高」を 含めた数値としております。第66期以前の数値についても「受注・受託高」の数値へ変更しております。
 - 2. 第66期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第65期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

4. 企業集団の設備投資の状況

設備投資については、特記すべき事項はありません。

5. 企業集団の資金調達の状況

資金調達については、特記すべき事項はありません。

6. 企業集団の主要な事業内容(2021年3月31日現在)

下記の設計、製作、販売及びアフターサービス又は事業等

水処理関連事業 工業用水及び上、下水道の設備及び装置

超純水、純水の製造設備及び装置

工場用水及び廃水の処理装置

下水汚泥、食品等有機廃棄物の資源化設備 工業用、空調用冷却塔

廃棄物処理関連事業 ・都市ごみの焼却、溶融施設

・PCB無害化処理関連 ・廃棄物のリサイクル施設運営

・廃棄物の最終処分場運営

・木質バイオマスによる発電及び売電

化学・食品機械関連事業

・化学工業用機器、装置

・粉粒体機器、装置

· 醸造用機器

· 水素酸素発生装置

7. 企業集団の主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

神戸

東京、大阪、九州(福岡市)

当社支社 当社支店 北海道(札幌市)、東北(仙台市)、名古屋、北陸(福井市)

神戸

当社研究所 当社工場 播磨(兵庫県)

ロンドン(イギリス)、プノンペン(カンボジア)

神鋼環境メンテナンス株式会社

株式会社イー・アール・シー高城

豊田環境サービス株式会社

KOBELCO ÉCO-SOLUTIONS VIETNAM CO..LTD.

株式会社福井グリーンパワー

株式会社ミカレア

神戸

都城 (宮崎県) 神戸

ベトナム

大野(福井県)

神戸

8.企業集団及び当社の従業員の状況(2021年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

	X							2	分		従	業	員	数	
水	処	1	理		関	ì	連	事		業			(996 ^名	
廃	棄	物	Į Į	几	理	関	ì	重	事	業			1,4	496	
化	学	•	食	品	機	械	関	連	事	業			,	213	
全	:	社		(共		通)			,	207	
<u></u>	<u></u>								=	†			2,9	912	

- (注) 1. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない従業員数であります。
 - 2. 前期末従業員数(2,916名)に対し、4名減少しております。

(2) 当社の従業員の状況

従 業 員 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,323名	44.7才	14.9年

- (注) 1. 上記の従業員数は、就業人員数であり、他社への出向者92名を含んでおりません。
 - 2. 前期末従業員数(1.321名)に対し、2名増加しております。

9. 重要な親会社及び子会社の状況(2021年3月31日現在)

(1) 親会社の状況

当社の親会社は株式会社神戸製鋼所であります。同社は、同社が退職給付信託に拠出し、その議決権行使の指図権を留保している株式3,403,200株を含め、当社の株式12,924,600株(議決権比率80.23%)を保有しており、当社の仕入れ、販売両面において取引関係を有しております。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社との取引条件を、営業取引については、いずれも他の取引先と同様に見積書をベースに、価格交渉し決定しており、また、土地等の賃借については、契約時点において再取得するのに要する金額又は相続税評価額をベースに、価格交渉し決定しております。

このように取引条件を決定していることから、取締役会としましては、親会社 との取引は当社の利益を害さないと判断しております。 (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
神鋼環境メンテナンス株式会	· 百万円 会社 80	100.00	水処理設備及び廃棄物処理施設 の運転、廃棄物のリサイクル施 設運営等
株式会社イー・アール・シー語	高城 450	100.00	廃棄物の最終処分場運営
豊田環境サービス株式会	会社 30	100.00	中間貯蔵・環境安全事業株式会社の 豊田 P C B 廃棄物処理施設の運 転管理
KOBELCO ECO-SOLUTIO VIETNAM CO., LT		100.00	水処理設備、排水処理設備及び 廃棄物処理施設の設計、建設及 び維持管理等、並びにグラスラ イニング製機器の製造等
株式会社福井グリーンパワ	7 — 百万円 150	70.00	木質バイオマスによる発電及び 売電
株式会社ミカレ	ア 335	100.00	微細藻類を原料とした食品、化 粧品その他の商品の販売

- (注)
- 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社を含め、24社であります。
 2. 2018年7月24日付で株式会社ミカレアを設立し、当期から重要な子会社に加え ました。

10. 企業集団の主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借	入	先	借	入	金	,,,,	· -
コベルコフィ	ナンシャルセン	ター株式会社				9,0	54百万円
株式会社	日本政策	金融公庫				1,7	47
福	井	県				3	88
株式会社	土 三 菱 U I	F J 銀 行				3.	46
株式会社	日本政策	投資銀行				3.	32

- (注) 1. 福井県からの借入金388百万円は、当社の連結子会社である株式会社福井グリーンパワーが 福井県から受けた木質バイオマス発電施設整備事業補助金(無利子融資)であります。
 - 2. 上記のほか、株式会社日本政策投資銀行を幹事とするシンジケートローンが、80百万円あ りますが、各借入先の残高には含めておりません。

Ⅱ. 当社の現況

1. 株式の状況(2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数64,000,000株(2) 発行済株式の総数16,120,000株

(3) 当期末株主数 3.292名

(4) 大株主

株主名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社神戸製鋼所	9,521,400 [‡]	59.08 [%]
みずほ信託銀行株式会社(退職給付信託神戸製鋼所口)	3,403,200	21.12
神鋼環境ソリューション従業員持株会	249,920	1.55
神 鋼 商 事 株 式 会 社	240,000	1.49
日本生命保険相互会社	80,000	0.50
林	76,300	0.47
大和ハウス工業株式会社	60,200	0.37
三菱UFJ信託銀行株式会社	55,000	0.34
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	52,200	0.32
第一生命保険株式会社	50,000	0.31

⁽注) 1. みずほ信託銀行株式会社(退職給付信託神戸製鋼所口)名義の株式(3,403,200株)は、株式会社神戸製鋼所が保有する当社株式を退職給付信託に拠出し、その 議決権行使の指図権を留保している株式であります。

2. 持株比率につきましては、自己株式数(4,314株)を控除して算定しております。

2. 会社役員の状況(1) 取締役及び監査役の状況(2021年3月31日現在)

地		位	B	<u></u>	名		担当	重要な兼職の状況
取締(代表	7 役 長取	社 長 締役)	※大	濵	敬	織		
取專務	締 執行	役員		中	和	幸	経営企画部、財務部、支社・支店、ロンドン事務所の担当、監査部、総務部、人事労政部、新規事業推進部、安全衛生管理部、品質環境管理部、環境エンジニアリング事業海外展開、全社コンプライアンスの総括	
取専務	締 執行	役 行役員	小	倉	賢	藏	環境エンジニアリング事業本部長	
取常務	締 執行	役 行役員	今	中	照	雄	プロセス機器事業部長、播磨製作 所の担当、技術開発センター、技 術研究所の総括	
取	締	役	元	行	正	浩		株式会社神戸製鋼所 執行役員
取	締	役	Ш		良	雄		三ツ星ベルト株式会社 取締役専務執行役員
取	締	役	石	\blacksquare	道	明		
取	締	役	※坂	井		慶		至誠総合法律事務所 弁護士
監(常	查	役 勤)	髙	橋	正	光		
監(常	查	役 勤)	梅	村	栄	作		
監	查	役	Ш	本	雅	春		公認会計士山本雅春 事務所代表
監	查	役	塚	本	寛	城		

- (注) 1. ※印は、2020年6月25日開催の第66回定時株主総会において、新たに選任された取締役であります。
 - 2. 山口良雄、石田道明及び坂井 慶の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外 取締役であります。また、当社は、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 山本雅春及び塚本寛城の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、当社は、山本雅春氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 山本雅春氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 2020年6月25日開催の第66回定時株主総会の終結の時をもって、取締役社長 粕谷 強、取締役常務執行役員 八十芳樹、取締役常務執行役員 佐藤幹雄及 び取締役執行役員 大槻茂樹の各氏は退任致しました。
 - 6. 当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法 第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限 定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は、法令が定める額としております。
 - 7. 2021年4月1日現在の取締役の体制は、次のとおりであります。

/	. 2021年4月1日現在の取締役の仲間は、人のとおりであります。								
地	也位	ל	B	E	í	Ż	担当		
取紙	帝 役 社 表取締	上 長 役)	大	濵	敬	織			
取専務	締 (執行	役 殳員	\blacksquare	中	和	幸	社長付		
取専務	締 (執行	役 役員	小	倉	賢	藏	社長付		
取専務	締 執行犯	役 役員	今	中	照	雄	プロセス機器事業部長、播磨製作所の担当、技術開 発センター、技術研究所の総括		
取	締	役	元	行	正	浩			
取	締	役	Ш		良	雄			
取	締	役	石	\blacksquare	道	明			
取	締	役	坂	井		慶			

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当期に係る報酬等の総額等

			報酬等の種類別の総額		
】 区 分 】	支給人員	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	11 ^名	187 ^{百万円}	167 ^{百万円}	19 ^{百万円}	
	(3)	(16)	(16)	(一)	
監 査 役	4 (2)	52	52	_	
(うち社外監査役)		(7)	(7)	(-)	

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役4名を含んでおります。また、無報酬の取締役1名は含んでおりません。
 - 2. 業績連動報酬(変動報酬)は、配当に対して大きな責任を持つ当社取締役の報酬を変動させることに鑑み、配当に直結する親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標としております。算定方法につきましては、下記②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に記載のとおりであります。なお、親会社株主に帰属する当期純利益の実績は、I. 3. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況に記載のとおりであります。
 - 3. 取締役の報酬額は、2011年6月29日開催の第57回定時株主総会において、年額350百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち社外取締役は1名)です。なお、この報酬額のうち社外取締役分は、2020年6月25日開催の第66回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち社外取締役は3名)です。
 - 4. 監査役の報酬額は、1994年6月29日開催の第40回定時株主総会において、年額70百万円以内 と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち社外監査役は2名) です。
 - 5. 当期は2020年6月25日開催の取締役会において、取締役社長 大濵敬織に取締役の個人別の報酬等の額の決定を委任する旨の決議をしています。この決定権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには取締役社長が最も適していると判断したためであります。
- ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しました。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、2020年10月に設置した人事・報酬諮問委員会へ諮問し、その意見を反映しております。また、当該決定方針は従来の報酬体系及び決定方法に基づいたものであることから、取締役会としましては、当該決定方針の決議前に既に決定していた当期に係る取締役の個人別の報酬等についても、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- ・個人別報酬は、固定報酬と変動報酬から構成し、固定報酬額は求められる 能力及び責任に見合った水準を勘案して役職位別に設定する。
- ・変動報酬は、連結純利益16億円~30億円の範囲においては増額適用となる変動報酬原資算定式を設定し、当該算定式を用いて変動報酬原資を算定する。また、連結純利益0~8億円の範囲においては減額適用となる算定式を設定し適用する。なお、連結純利益が適用範囲を超えた場合の取扱は委員の過半数が社外取締役で構成される人事・報酬諮問委員会への諮問を経て取締役社長が決定する。
- ・変動報酬の比率は、業績及び企業価値の向上へのインセンティブとして有 効に機能し得る比率とする。
- ・固定報酬は、決定された年間固定報酬額に12分の1を乗じた金額を毎月支給し、変動報酬は、決定された変動報酬額を6月の月例報酬支給日に一括で支給する。
- ・報酬決定プロセスの客観性及び透明性を高めるため、取締役社長による個人別報酬額の決定前に、人事・報酬諮問委員会への諮問を経ることとする。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

爿	也(☆	氏 名	兼職先及び兼職の状況	当社と当該兼職先との関係
取	締	役	山口良雄	 三ツ星ベルト株式会社 取締役専務執行役員	当社と三ツ星ベルト株式会社と の間に特別の利害関係はありま せん。
取	締	役	坂井 慶	至誠総合法律事務所弁護士	当社と至誠総合法律事務所との 間に特別の利害関係はありませ ん。
監	查	役	山本雅春	公認会計士山本雅春事務所代表	当社と公認会計士山本雅春事務 所との間に特別の利害関係はあ りません。

② 当期における主な活動状況

				5 17 117 5		
	地(<u>'</u>	氏 名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況及び社外取締役が期待 される役割に関して行った職務の概要
耳	又締	役	山口良雄	18回中18回	_	取締役会において経験・見識や専門的見地から、また、社外取締役として独立した立場から、経営全級に有用な物
耳	又締	役	石田道明	18回中18回	ı	言・提言を行うなど、当社の 経営に対するモニタリング 機能の向上に寄与しており ます。また、2020年10月設 置の人事・報酬諮問委員会に おいても、社外取締役の委員
耳	又締	役	坂井 慶	14回中14回	ı	として独立した立場から、役員報酬等の決定方針案の確認、役員候補者案の確認などを行っております。
臣	盖 査	役	山本雅春	18回中18回	19回中19回	取締役会において経験・見識 や専門的見地から、意思決定 の妥当性・適正性を確保する ための発言を行っておりま
臣	 查	役	塚本寛城	18回中18回	19回中19回	す。また、監査役会においては、監査に関する重要事項について協議、意見交換を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき取締役会 決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
 - 2. 坂井 慶氏につきましては、2020年6月25日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区	分	報	酬	等	の	額
当社が支払うべき報酬等の額					50	百万円
当社及び当社の子会社が支払 その他の財産上の利益の合計:	 うべき金銭 額				62	2

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品 取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できな いため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当期の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前期の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、財務デューデリジェンスに係る業務などについての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他 その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に 係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

4. 業務の適正を確保する体制及びその運用状況の概要

- (1) 業務の適正を確保する体制 当社の「内部統制システムの基本方針」は、次のとおりであります。
 - ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、「企業倫理綱領」を制定し、取締役、執行役員及び使用人が法令等を遵守するための行動指針を定めております。
 - ・また、取締役会の諮問機関としての「コンプライアンス委員会」の設置、外部の弁護士を受付窓口とした「内部通報システム」の導入等により、法令等の遵守体制を整備しております。
 - ② 財務報告の適正性確保のための体制
 - ・当社は、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、財務報告の適正性 を確保するための体制を整備しております。
 - ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、取締役会議事録及び決裁書等の、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を、法令及び社内規則に基づき適正に保存・管理しております。
 - ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、「リスク管理規程」及び「リスク管理基準」を制定し、管理体制、 管理すべきリスク項目及びその対応策等を定め、リスクを管理しておりま す。
 - ・また、リスク管理の状況については、内部監査部門が内部監査を実施する体制となっております。
 - ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役会に加え、経営執行の審議機関として経営会議を設置しております。また、経営の意思決定と業務執行の機能を区分し経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
 - ・当社は、迅速かつ的確な経営判断がなされるよう、原則月1回の取締役会のほか、原則月2回開催される経営会議に重要事項を付議しております。また、取締役、及び取締役会決議により選任された執行役員が、委嘱された担当業務を執行する体制となっております。

- ・取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限、重要な会議体への付議基準等は、取締役会決議又は社内規則により明確化しております。
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の 適正を確保するための体制
 - ・当社の親会社は、株式会社神戸製鋼所であります。親会社は、間接所有を含め当社の議決権の3分の2以上を有しております。
 - ・当社は、親会社の企業グループの中で、固有の事業領域である水処理関連事業、廃棄物処理関連事業及びグラスライニング製機器・装置等を中心とした 化学・食品機械関連事業を担う会社であり、親会社からの事業上の制約はなく、独自の事業活動を行っております。
 - ・当社は、社内規則に基づき、子会社が行う重要な意思決定に際しては事前協議を義務付けるとともに、子会社ごとに主管部門を定め、リスク管理、法令等の遵守、経営の効率化を含めた当社グループ各社の経営の管理、支援を行う体制となっております。また、適宜取締役及び監査役を派遣し、子会社の経営を管理、監督しております。
 - ・主管部門は、子会社に対し必要な報告を要求できる体制となっております。 また、当社の内部監査部門が、当社グループ各社の内部監査を実施する体制 となっております。
- ② 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性、及び監査役の当該 使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当社は、内部監査とともに監査役監査の補助業務を担当する監査部を置いて おります。
 - ・監査役監査に関する補助業務は、監査役の指示に基づき監査部に所属する使用人が行うこととしております。
 - ・監査部に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するため、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、その人事異動については、監査役と事前に協議することとしております。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役は、監査役が出席する取締役会において、所管する子会社の状況を含め、随時その担当する業務の遂行状況を報告しております。
 - ・監査役は、取締役、執行役員、使用人、子会社及び会計監査人に対して、必要な資料の提出や報告を要求できる体制となっております。

- ・当社は、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な 取り扱いは行いません。また、当社は、「内部通報システム」を利用して通 報した者の不利益待遇を禁止しております。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する 事項
 - ・当社は、監査役がその職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を負担することとしております。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役会において監査計画を策定し、会計監査人、内部監査部門及び子会社 監査役と連携して監査を実施する体制となっております。
 - ・また、監査役と代表取締役は定期的な会合を実施しております。
- (2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要 当社の「内部統制システムの基本方針」の運用状況の概要は、次のとおりであります。
 - ① コンプライアンス及びリスクの管理について
 - ・当期は、コンプライアンス委員会並びに、その分科会組織である品質・環境 監視委員会及び安全保障貿易管理全社管理委員会をそれぞれ2回開催し、関係会社を含め部門ごとに事例等の確認を行い取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制の運用状況をモニタリングしました。
 - ・また、階層別研修やeラーニングなどによりコンプライアンス教育を行いました。
 - ・財務報告の適正性確保については、社内規則に基づき、評価項目ごとに各責任者による自己確認、監査部による内部監査、監査法人による外部監査を実施し、内部統制の有効性を評価しました。
 - ・損失の危険の管理については、社内規則に基づき、部署ごとにリスク管理基準を定め、必要に応じて見直しを行うなどのリスク管理活動を行いました。また、大型プロジェクトに関しては案件ごとに技術・法務・財務・商務等のリスク検討を行いました。
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2020年4月に取締役社長を本部長とする「新型コロナウイルス全社対策本部」を設置しました。同本部は、当社グループの従業員や関係者の安全確保、社会インフラの操業維持及び事業継続の観点から、感染防止策の検討・立案、止められない重要業務への対応状況の確認、及び社内外への情報発信などの対応を行いました。

② 取締役及び取締役会について

- ・当社では、取締役及び取締役会決議により選任された執行役員が、委嘱された担当業務を執行しております。また、取締役会は、事業規模等から適正な決裁基準を社内規則に定め、取締役社長、担当取締役及び担当執行役員へ権限を委任しております。
- ・当期は、取締役会を18回開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行いました。また、経営会議を24回開催し、経営執行に係わる重要事項を審議いたしました。
- ・また、役員の指名並びに報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を高め、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、2020年10月に、取締役会の任意の諮問機関として人事・報酬諮問委員会を設置しました。当期は同委員会を3回開催し、役員報酬等の決定方針案の確認、役員候補者案の確認などを行いました。

③ 監査役及び監査役会について

- ・当期は、監査役会を19回開催するとともに、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会及び品質・環境監視委員会などに出席し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているかを確認しました。
- ・また、監査計画に基づき、会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役と連携して監査を実施するため、定期的に会合を開催し、意思疎通及び情報交換を行いました。

④ 関係会社について

- ・社内規則に基づき、子会社ごとに主管部門を定め、当社グループ各社の経営の管理、支援を行いました。
- ・子会社における重要な意思決定に際しては事前協議を行い、また、当社グループにおいて重要と考えられる事項については、当社決裁基準に基づき、当社の取締役会等で審議のうえ決定しました。
- ・また、子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の経営を管理、監督する とともに関連部門等と情報を共有し、適宜、当社の取締役及び監査役等に報 告しました。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	(95,993)	(負債の部)	(62,542)
流動資産	71,754	流動負債	52,805
現金及び預金	4,757	買掛金	13,309
受取手形及び売掛金	55,885	電子記録債務	10,209
電子記録債権	1,000	短期借入金	9,767
商品及び製品	102	未払法人税等	2,545
性 掛 品	2,356	未払費用	4,009
原材料及び貯蔵品	974	前受金	3,658
短期貸付金	4,473	製品保証引当金	1,786
その他	2,314	工 事 損 失 引 当 金 そ の 他	3,609
	△111	その他 固定負債	3,909 9,736
	24,238	回 	2,183
有形固定資産	13,736		34
建物及び構築物	6,097	スプログログログログログログログログログログ 退職給付に係る負債	6,880
機械装置及び運搬具	2,938		584
土地地	3,560	その他	53
建設仮勘定	711	(純資産の部)	(33,450)
その他	428	株主資本	32,427
無形固定資産	1,298	資 本 金	6,020
顧客関連資産	164	資本剰余金	3,332
そ の 他	1,133	利益剰余金	23,081
投資その他の資産	9,203	自己株式	△6
投資 有 価 証 券	9 ,203 818	その他の包括利益累計額	797
以 貝 竹 W 証 分 W 無 延 税 金 資 産	5,810	その他有価証券評価差額金	154
		繰延ヘッジ損益	1
退職給付に係る資産	1,557	為替換算調整勘定	52
その他	1,146	退職給付に係る調整累計額	588
貸倒引当金	△129	非支配株主持分	225
資 産 合 計	95,993	負債純資産合計	95,993

連結損益計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科		金	額
売 上	高		112,405
売 上 原	価		95,242
売 上 総	利 益		17,163
販売費及び一般管	理 費		11,527
営業	利 益		5,635
営 業 外 収	益		
受 取 利 息 及	び 配 当 金	73	
その	他	100	174
営 業 外 費	用		
支 払	利 息	73	
その	他	62	136
経 常	利 益		5,673
特 別 損	失		
固定資産	除 却 損	241	241
税金等調整前	当期純利益		5,432
法人税、住民税	及び事業税	2,893	
法 人 税 等	調 整 額	△1,100	1,792
当 期 純	利 益		3,639
非支配株主に帰属す	る当期純利益		21
親会社株主に帰属す	る当期純利益		3,617

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

			株		È		資	本		
	資 本	金	資本	剰余金	利	益剰余金	自己:	株式	株	主資本合計
2020年4月1日 残高	6,0	20		3,332		20,190)	△6		29,536
連結会計年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当						△725	5			△725
親会社株主に帰属する当期純利益						3,617	,			3,617
自己株式の取得								△0		△0
連 結 範 囲 の 変 動						△1				△1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)										
連結会計年度中の変動額合計		_		-		2,891		△0		2,891
2021年3月31日 残高	6,0	20		3,332		23,081		△6		32,427
	そ その他 有価証券 評価差額金		他 の ヘッジ 益	包括 和 為替換算 調整勘定		益 累 計 退職給付 に 係 る 調整累計額	額 その他の	非支配 持	株主分	純資産合計
2020年4月1日 残高	100		11	28	3	△516	△375	2	203	29,365
連結会計年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当										△725
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益										3,617
自己株式の取得										△0
連 結 範 囲 の 変 動										△1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)	54		△10	23	3	1,104	1,172		21	1,193
連結会計年度中の変動額合計	54		△10	23	3	1,104	1,172		21	4,085

連結注記表

- I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数 24社(神鋼環境メンテナンス㈱、㈱イー・アール・シー高城、豊田環境 サービス㈱、㈱福井グリーンパワー、㈱ミカレア、KOBELCO ECO-

SOLUTIONS VIETNAM CO., LTD.、その他)

- ・連結範囲の変更 当連結会計年度において、廃棄物処理施設の運営管理事業を開始した1 社を新たに連結の範囲に含めております。
- (2) 非連結子会社の数 4社(神鋼環境エルスタッフ㈱、その他)

非連結子会社については、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は連結会社のそれらの合計額に比べ、重要性が乏しいため連結の範囲に含めておりません。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社(リエネルミエ㈱)
 - ・持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、新規設立により1社を新たに持分法の範囲に 含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数 7社

持分法を適用していない会社については、これらの会社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額が、連結会社のそれらの合計額に比べ、重要性が乏しいため持分法を適用しておりません。

- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 全ての連結子会社の事業年度末日と連結会計年度末日は一致しております。
- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…………連結会計年度末日の市場価格等による時価法であります。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの………移動平均法による原価法であります。

- ② デリバティブ
 - 時価法であります。
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・・・・・・・・主として個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)であります。

商品及び製品、原材料及び貯蔵品……主として総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - i) 自己所有の有形固定資産 主として定額法によっております。
 - ii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり償却しております。 顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間(3年)に基づいて償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、 貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上 しております。

② 製品保証引当金

製品の販売後の保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の経験率に基づく当連結会計年度負担額のほか、特定案件の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができる請負工事について、損失見積額を計上しております。

- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した金額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 - 請負工事については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ③ 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な 影響を及ぼすリスクがある項目

- 1. 工事進行基準による売上高
 - (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 売上高 62.832百万円
 - (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社及びその連結子会社は水処理事業及び廃棄物処理関連事業における工事契約等に関して、工事進行基準を適用しております。工事進行基準は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約について適用され、当該適用にあたっては連結会計年度末における工事収益総額、見積総原価及び工事進捗度を合理的に見積もる必要があり、工事進行基準による売上高は原価比例法(決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が見積総原価に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする方法)に基づき、計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定及び翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

水処理関連事業の工事契約等は主に工業用水及び上・下水道の設備の工事であり、廃棄物処理関連事業の工事契約等は主に都市ごみの焼却・溶融施設の工事に関する設計施工を請け負うものですが、工事着手後の設計変更の発生や、機器納入及び現場作業の進捗状況等により、作業内容が変更される可能性があります。そのため、見積総原価の見積りの基礎となる実行予算の作成にあたって、特に以下のような高い不確実性を伴い、これらの経営者による判断が連結会計年度末における見積総原価の見積りに重要な影響を及ぼすこととなります。

- ・工事契約の完工に必要となる全ての作業内容が特定され、その見積原価が実行予算に含まれているか否かの判断
- ・下請業者の施工管理を含め、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更が、適時・ 適切に実行予算に反映されているか否かの判断

見積総原価は実行予算に基づいて策定しており、実行予算については、工事契約の完工に必要となるすべての作業内容を特定したうえで、工数の積算方法、使用する情報・データ、不確定要素がある場合のリスクの反映等を主要な仮定とし、過去の経験及び外部情報との整合性を取ったうえで見積りを行っておりますが、実際に生じた金額が見積と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。このため、当該主要な仮定については、最善の見積りを前提にしておりますが、今後の状況の変化によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

2. 工事損失引当金

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 工事損失引当金 3,609百万円
- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

工事契約について、見積総原価が工事収益総額を超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた年度の損失として処理し、工事損失引当金を計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定及び翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

水処理関連事業の工事契約等は主に工業用水及び上・下水道の設備の工事であり、廃棄物処理関連事業の工事契約等は主に都市ごみの焼却・溶融施設の工事に関する設計施工を請け負うものですが、工事着手後の設計変更の発生や、機器納入及び現場作業の進捗状況等により、作業内容が変更される可能性があります。そのため、見積総原価の見積りの基礎となる実行予算の作成にあたって、特に以下のような高い不確実性を伴い、これらの経営者による判断が連結会計年度末における見積総原価の見積りに重要な影響を及ぼすこととなります。

・工事契約の完工に必要となる全ての作業内容が特定され、その見積原価が実行予算に含まれているか否かの判断・下請業者の施工管理を含め、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更が、適時・適切に実行予算に反映されているか否かの判断

見積総原価は実行予算に基づいて策定しており、実行予算については、工事契約の完工に必要となるすべての作業内容を特定したうえで、工数の積算方法、使用する情報・データ、不確定要素がある場合のリスクの反映等を主要な仮定とし、過去の経験及び外部情報との整合性を取ったうえで見積りを行っておりますが、実際に生じた金額が見積と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。このため、当該主要な仮定については、最善の見積りを前提にしておりますが、今後の状況の変化によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

投資有価証券

45百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

21.474百万円

3. 固定資産の圧縮記帳額

固定資産のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は818百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、その内訳は建物及び構築物326百万円、機械装置及び運搬具466百万円、無形固定資産25百万円であります。

- Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
 - 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 16,120,000株
 - 2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決	議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基準	В	効力発生日
2020年6月	25日決議	普通株式	725	45.00	2020年3	月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、株式の配当に関する事項が次のとおり提案されます。

① 配当金の総額 966百万円

② 1株当たり配当額 60.00円

③ 基準日 2021年3月31日 ④ 効力発生日 2021年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については社内管理規程に従って短期的な預金、貸付等に限定し、資金調達については金融機関等からの借入によっております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に沿ってリスク 低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ご とに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)、設備投資資金(長期)であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当連結会計年度末日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

			(単位・日万円)
	連結貸借対照表計上額(*)	時 価 (*)	 差 額
(1) 現金及び預金	4,757	4,757	_
(2) 受取手形及び売掛金	55,885	55,885	_
(3) 電子記録債権	1,000	1,000	_
(4) 短期貸付金	4,473	4,473	_
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	407	407	_
(6) デリバティブ取引	1	1	_
(7) 買掛金	(13,309)	(13,309)	_
(8) 電子記録債務	(10,209)	(10,209)	_
(9) 短期借入金	(9,767)	(9,768)	△0
(10) 未払法人税等	(2,545)	(2,545)	_
(11) 長期借入金	(2,183)	(2,102)	80

- (*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(4) 短期貸付金 これらの時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

(6) デリバティブ取引

ヘッジ会計を適用した為替予約取引であり、時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

- (7) 買掛金、(8) 電子記録債務、(9) 短期借入金、(10) 未払法人税等 これらの時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことか ら、当該帳簿価額によっております。なお、短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借 入金(連結貸借対照表計上額366百万円)の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (11) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

- 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額411百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- Ⅵ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

2,061円63銭 224円49銭

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

			(半位・日/川 川
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	(80,529)	(負債の部)	(55,759)
流動資産	60,025	流動負債	49,295
現金及び預金	1,240	買掛金	12,125
受 取 手 形	382	電子記録債務	10,271
売 掛 金	52,647	短期借入金	9,054
電子記録債権	1,000	未払法人税等	2,173
商品及び製品	36	未払費用	
性 掛 品	2,087		3,281
原材料及び貯蔵品	552	前 受 金	4,141
その他質別当金	2,131	製品保証引当金	1,728
	△55 20,503	工事損失引当金	3,597
│ 固 定 資 産 │ 有形固定資産	8,184	そ の 他	2,920
建物	3,025	固定負債	6,464
E 物 構 築 物	238	リース債務	5
機械及び装置	706	退職給付引当金	6,333
車両運搬具	5	その他	124
工具、器具及び備品	376	(純資産の部)	(24,769)
土地	3,143	株主資本	24,615
建設仮勘定	689	資本金	6,020
無形固定資産	1,131		
特 許 権	9		3,326
ソフトウェア	582	資本準備金	3,326
顧客関連資産	164	利益剰余金	15,276
その他	374	利 益 準 備 金	470
投資その他の資産	11,187	固定資産圧縮積立金	1,513
投資有価証券	535	別途積立金	600
関係会社株式	2,534	繰越利益剰余金	12,691
関係会社出資金	331	自己株式	△6
繰延税金資産	5,213	評価・換算差額等	153
前払年金費用	1,865	その他有価証券評価差額金	152
その他質別当金	835 △129	繰延ヘッジ損益	1 1
算 倒 引 当 金 資 産 合 計	80,529	食債純資産合計	80,529
	00,529	其 俱 祀 貝 庄 口 引	00,529

損益計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

				- (丰位:日/川)/
科			金	額
売上	高			93,723
売 上 原	価			80,553
売 上 総	利	益		13,170
販売費及び一般管	理 費			9,405
営業	利	益		3,764
営 業 外 収	益			
受 取 利 息 及	び配当	金	288	
その		他	97	386
営 業 外 費	用			
支 払	利	息	37	
その		他	46	84
経常	利	益		4,066
特別損	失			
固定資産	除却	損	241	
関係会社株	式 評 価	損	277	519
税引前当期	月 純 利	益		3,547
法人税、住民税	及び事業	税	2,222	
法人税等	調整	額	△1,178	1,044
当 期 純	利	益		2,503

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から) 2021年 3 月31日まで)

			株	主		資	本			
		資本剰余金	利	益	剰	余	金			
	資本金	資 木 全			その・	他 利 益 剰	余 金	到 光 페수수	自己株式	株主資本合 計
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	資本準備金	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計		台 計	
2020年4月1日 残高	6,020	3,326	470	1,602	600	10,824	13,497	△6	22,837	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩				△88		88	_		-	
剰余金の配当						△725	△725		△725	
当 期 純 利 益						2,503	2,503		2,503	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	_	_	-	△88	_	1,866	1,778	△0	1,778	
2021年3月31日 残高	6,020	3,326	470	1,513	600	12,691	15,276	△6	24,615	

	評	価・換算差額	. 等	
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
2020年4月1日 残高	99	11	111	22,948
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△725
当 期 純 利 益				2,503
自己株式の取得				△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	53	△10	42	42
事業年度中の変動額合計	53	△10	42	1,820
2021年3月31日 残高	152	1	153	24,769

個別注記表

- Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項
 - 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式………移動平均法による原価法であります。

その他有価証券

時価のあるもの…………事業年度末日の市場価格等による時価法であります。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原

価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……・・・・・・・・・・・・・・・・移動平均法による原価法であります。

(2) デリバティブ

時価法であります。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法)であります。

商品及び製品、原材料及び貯蔵品……総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)であります。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ① 自己所有の有形固定資産 定額法によっております。
 - ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり償却しております。 顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間(3年)に基づいて償却しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、 貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し ております。 (2) 製品保証引当金

製品の販売後の保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の経験率に基づく当事業年度負担額のほか、特定案件の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した金額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができる請負工事について、損失見積額を計上しております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

請負工事については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼ すリスクがある項目

- 1. 工事進行基準による売上高
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 売上高 58.442百万円
 - (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報 連結計算書類「連結注記表 II. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を 省略しております。
- 2. 工事損失引当金
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 工事損失引当金 3,597百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報 連結計算書類「連結注記表 II. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を 省略しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

投資有価証券(関係会社株式)

245百万円

(注)担保に供している投資有価証券 (関係会社株式) 245百万円は、廃棄物処理施設の運営・維持管理を受託している関係会社の業務遂行に係る保証のために差入れたものです。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

17.864百万円

3. 保証債務

次の会社について金融機関からの借入債務等に対し、債務保証を行っております。

(株)福井グリーンパワー2,469百万円KOBELCO ECO-SOLUTIONS VIETNAM CO., LTD.1,085百万円(株)イー・アール・シー高城80百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権7,041百万円長期金銭債権11百万円短期金銭債務1,418百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高売上高10,891百万円仕入高等3,658百万円営業取引以外の取引高283百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 4.314株

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、製品保証引当金、工事損失引当金及び退職給付引当金であり、 繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金であります。

なお、発生した繰延税金負債は、繰延税金資産と相殺のうえ、繰延税金資産の純額を貸借対照表に 表示しております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

		議決権等	関係	内容		四コ人笠		地士母吉
種類	会社等の名称	の 所有 (被所有) 割 合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	㈱神戸製鋼所	(被所有) 直接 80.23%	転籍 11名 兼任 1名	当社製品 が親 が親 の が 親 品 及 社 の の 親 品 入 社 の の 親 品 の 人 の 人 、 人 の 人 人 の 人 り し し り し り し り し り り し り り り り り り り	当社製品の 販売	3,238	売掛金	4,944

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

営業取引については、いずれも他の取引先と同様に見積書をベースに、価格交渉し決定しております。

- 2. 消費税額等は、科目の期末残高に含まれておりますが、取引金額には含まれておりません。
- 3. 役員には、執行役員を含んでおります。

(2) 子会社等

		議決権等	関係	内容		四コ人笠		#### =
種 類	会社等の名称	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(㈱福井グリーンパワー	直接 70%	転籍 1 名 名 出 1 名	当社製品 の納入等	債務保証	2,469	_	_
子会社	KOBELCO E C O - SOLUTIONS VIETNAM CO.,LTD.	直接 100%	兼任 3名 出向 3名	当社製品 の販売及 び引製品の 関 開	債務保証	1,085	-	_
子会社	㈱イー・アー ル・シー高城	直接 100%	転籍 1 1 1 1 1 1 1 1	当社製品 の納入等	債務保証	80	_	_

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

債務保証は、金融機関からの借入債務等に対して保証したものであります。なお、一部の子会社からは保証料の支払を受けております。

(3) 兄弟会社等

		議決権等	関係	内容		四コ人笠		
種類	類 会社等の名称 歳決権等の 所 有 (被所有)割 合		役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					資金の貸付	5,658	_	_
同一の 親持 を 会社	コベルコフィ	<i>†</i> :1	なし	当社資金 のグルー	資金の貸付に 伴う利息受取	1	_	_
を持つ 会社 	 フター(株) なし 	%U	プ会社間での融通	資金の借入	6,056	短期借入金	9,054	
					資金の借入に 伴う利息支払	22	_	_

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

資金の借入及び貸付はCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に係るものであり、利息の利率は、市場金利を反映して合理的に決定しており、担保の受入もありません。なお、借入及び貸付の取引金額は、平均残高を記載しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1 株当たり当期純利益 1,536円98銭 155円34銭

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

<u>MEMO</u>

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社神鋼環境ソリューション 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔 印 指定有限責任社員 公認会計士 大 槻 櫻 子 印 業 務 執 行 社員 公認会計士 大 槻 櫻 子 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神鋼環境ソリューションの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神鋼環境ソリューション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関す る連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明するこ とが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将 来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並 びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切 な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任が ある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社神鋼環境ソリューション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔 印 業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 印 指定有限責任社員 公認会計士 大 槻 櫻 子 印業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神鋼環境ソリューションの2020年4月1日から2021年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第67期事業年度の取締役の 職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の 一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - 1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、工事契約に係る工事進行基準適用 案件のリスク管理徹底等を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及 び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況に ついて報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - 2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に 従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査等委員その他の 者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方 法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として一部監査等に WEB会議システムを利用するなどして行い、当初の監査計画をほぼ実行しました。
 - (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(財務報告の適正性を確保するための体制を含む。以下「内部統制システム」という)の構築及び運用の状況について、取締役等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べました。
 - (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び 同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連 結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

2. 監査の結果

- 1) 事業報告等の監査結果
 - (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - (3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (4) 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- 2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

株式会社神鋼環境ソリューション 監査役会

監査役(常勤) 髙橋正光の

監査役(常勤) 梅村栄作 印

監査役 山本雅春 印

監査役 塚本寛城 ⑪

(注) 監査役山本雅春及び監査役塚本寛城は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社 外監査役であります。

以上

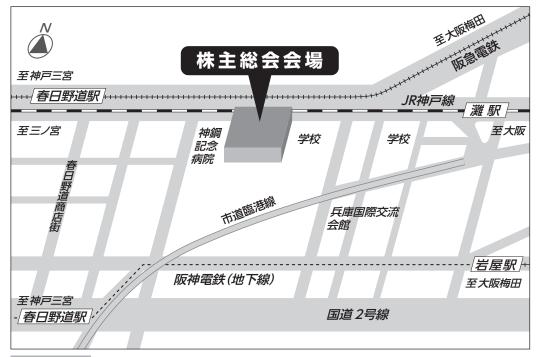
第67回 株主総会 会場ご案内図

■ 株主総会 会場

株式会社神鋼環境ソリューション 本社 8 階 会議室 神戸市中央区脇浜町 1 丁目 4番78号 神鋼環境

検索

http://www.kobelco-eco.co.jp



交通のご案内

- ▶ JR 灘駅下車徒歩約6分
- ▶ 阪急電鉄 春日野道駅下車徒歩約8分
- ▶ 阪神電鉄 岩屋駅下車徒歩約9分 ▶ 阪神電鉄 春日野道駅下車徒歩約13分

お願い

お車でのご来場はご遠慮願います。

